令和６年　第２回定例会

高 山 村 議 会 会 議 録

令 和 ６ 年 ６ 月 ６ 日　　開 会
令 和 ６ 年 ６ 月 12 日　　閉 会

高　山　村　議　会

令和六年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会議録

令和六年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会議録

令和六年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会議録

令和六年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会議録

令和六年第二回〔六月〕定例会

高山村議会会議録

令和６年第２回高山村議会定例会会議録目次

第　１　号　（６月６日）

○議事日程……１
○本日の会議に付した事件……１
○出席議員……２
○欠席議員……２
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２
○事務局職員出席者……２
○開会の宣告……３
○村長挨拶……３
○開議の宣告……４
○会議録署名議員の指名……４
○会期の決定……４
○委員会報告……４
○報告第２号の上程、説明、質疑……５
○報告第３号の上程、説明、質疑……６
○承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……８
○承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１１
○承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３
○諮問第１号の上程、説明、採決……１４
○議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６
○議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７
○議案第４２号の上程、説明……１８
○議案第４３号の上程、説明……１９
○議案第４４号及び議案第４５号の一括上程、説明……１９
○陳情書等について……２１
○一般質問……２２
　１番　渡　邊　裕　治　君……２２
　４番　松　井　陽　威　君……２５

５番　飯　塚　武　久　君……２８
８番　後　藤　　肇　君……３１
６番　後　藤　明　宏　君……３４
９番　平　形　富二夫　君……３５
○休会について……３９
○散会の宣告……３９

第　２　号　（６月１２日）

○議事日程……４１
○本日の会議に付した事件……４１
○出席議員……４１
○欠席議員……４１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……４１
○事務局職員出席者……４２
○開議の宣告……４３
○陳情第１号の上程、報告、質疑、討論、採決……４３
○同意第２号の上程、説明、採決……４５
○議案第４２号の質疑、討論、採決……４７
○議案第４３号の質疑、討論、採決……４９
○議案第４４号～議案第４５号の質疑、討論、採決……４９
○委員会の閉会中の継続調査（審査）申出書について……５４
○議員派遣について……５５
○閉会の宣告……５５

○署名議員……５７

令 和 6 年 6 月 6 日 （木 曜 日）

（ 第 1 号 ）

令和６年第２回高山村議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和６年６月６日（木）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　委員会報告

日程第　４　報告第　２号　令和５年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第　５　報告第　３号　令和５年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第　６　承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）

日程第　７　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第　８　承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度高山村一般会計補正予算（第１号））

日程第　９　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第１０　議案第４０号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

日程第１１　議案第４１号　高山村立高山小学校通学バス購入について

日程第１２　議案第４２号　たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第１３　議案第４３号　高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

日程第１４　議案第４４号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第２号）

日程第１５　議案第４５号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１６　陳情書等について

日程第１７　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	渡　邊　裕　治　君	２番	平　形　玉　緒　君
３番	唐　澤　徳　治　君	４番	松　井　陽　威　君
５番	飯　塚　武　久　君	６番	後　藤　明　宏　君
７番	佐　藤　晴　夫　君	８番	後　藤　　肇　君
９番	平　形　富二夫　君	１０番	山　口　英　司　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	後　藤　幸　三　君	副　村　長	平　形　郁　雄　君
教　育　長	山　口　　廣　君	総務課長	後　藤　　好　君
会計管理者兼税務会計課長	本　間　尚　也　君	住民課長	都　筑　喜久雄　君
保健みらい課長	金　井　　等　君	農林課長	平　形　英　俊　君
建設課長	割　田　信　一　君	地域振興課長	林　　隆　文　君
教育課長	飯　塚　優一郎　君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小　池　正　浩	書　　記	林　　大　生

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君）　公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和６年第２回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君）　最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君）　皆さん、おはようございます。

令和６年第２回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

公私ともご多用のところ、議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

降雪量が少なく水不足が懸念されましたが、おおむね田植も終了し、早苗が風にそよぐ風景が村内各地に見受けられるようになりました。秋には、今年は豊作だと言えるようになればと願うところでございます。

さて、国内では、本年２月には日経平均株価が史上最高値を更新、３月には日本銀行が17年ぶりにマイナス金利を解除するなど、好景気と言える状況のようでございますが、折からの物価高騰に、多くの企業では賃金の上昇が追いついておらず、好景気と感じている方は少ないのではないかと思われます。

物価高騰は、村政運営にも大きく影響してまいりますので、今後の動向には細心の注意を払っていかなくてはならないと思っております。

さて、本定例会の提出案件でございますが、報告２件、承認が３件、諮問が１件、議案が６件となります。ご審議をいただきますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣言

○議長（山口英司君）　本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、４番、松井陽威議員及び５番、飯塚武久議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山口英司君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月12日までの７日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から６月12日までの７日間と決定しました。

◎委員会報告

○議長（山口英司君）　日程第３、委員会報告を議題とします。

議会広報編集特別委員会の報告を求めます。

松井議員。

〔議会広報編集特別委員長　松井陽威君登壇〕

○議会広報編集特別委員長（松井陽威君）　議会広報編集特別委員会から、高山村議会広報紙

の刷新について報告いたします。

議長以下、委員全員が参加した昨年の全国町村議会議長会・群馬県町村議会議長会の広報研修会をきっかけに、当委員会において、議会広報の在り方について調査・研究・検討を実施してきました。

年明けから９回の議会広報紙面検討会議を実施し、議会広報紙発行の意義、目的、役割についての再確認から開始した結果、これまで以上に住民参加型の紙面内容を指向していくこととなりました。

レイアウトについては、増加する片仮名文字への対応、写真、グラフ等を多用し視覚に訴えるという観点から、県内外の広報紙も参考とし、現行の縦４段組、右とじから横組、左とじに変更、また、冊子名については、村民と議会をつなぐという意味合いから、「つなぐ」とそれぞれ変更しました。

記事については、原則、現行のものを踏襲し、さらに議会に関する様々な情報を積極的に発信していく予定です。

なお、次号91号からリニューアルしたものをお届けします。

今後も村民からの広報に関する意見、要望等を参考とし、よりよい紙面づくりに努力していく所存です。

また、今回の紙面刷新は、ゴールではなく、新たなスタートと考えておりますので、今後とも関係各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、議会広報編集特別委員会の報告といたします。

○議長（山口英司君）　以上で委員会報告を終わります。

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○議長（山口英司君）　日程第４、報告第２号　令和５年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　報告第２号　令和５年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出が終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逓次繰越しして使用することができるという、地方自治法施行令第145条第１項の規定により、令和５年度から令和６年度に繰り越して実施する継続事業について報告するものでございます。

最初に、村史編さん事業については、本年第１回議会定例会において、令和７年度までの継続事業とさせていただいたところでございます。

現在、村史編さん委員会を月２回ほど開催し、原稿の校正を進めていただいているところでありまして、今年度中の校了を目指しております。来年度には成果品を全戸配布する予定でございます。

次に、第６次高山村総合計画策定事業についてですが、本事業は令和７年度からの計画を策定するものとなっております。令和４年度から３年間の継続事業としており、令和６年度が最終年度となっております。

以上、説明申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第２号を終わります。

◎報告第３号の上程、説明、質疑

○議長（山口英司君）　日程第５、報告第３号　令和５年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　報告第３号　令和５年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明申し上げます。

地方自治法第213条第１項の規定に基づき、年度内に支出が終わらなかった歳出予算の経費を繰越明許費とした事業について、同法施行令第146条第２項に規定により報告するものでございます。

各事業について概要を説明いたします。

最初に、移住定住促進住宅整備事業。設計内容に変更が生じたため、年度内の完成が見込めず繰越ししたものでございますが、本事業は本年４月に完了しております。

次に、基幹業務システム改修業務及び戸籍附票システム業務。ともに制度改正に伴うもので、いずれも国からのシステム改修仕様書の提示が遅延したため繰越ししたものでございますが、いまだに仕様書が示されておりません。仕様書が示され次第、システム改修を行ってまいります。

次に、低所得世帯支援給付金事業。令和４年度に国が行った物価高騰支援対策の追加給付分となります。本年２月から支給を開始しておりますが、対象者の申請期間を確保するため、繰越しとしたものでございます。

なお、本事業は６月30日を申請期限としております。

次に、小規模農村整備事業の３件でございます。いずれも群馬県の交付決定後、用地交渉や調査の期間を確保することが困難であったため、繰越しといたしました。いずれも圃場利用との兼ね合いもあり、早期着工とはいかず、本年度中の完成を見込んでおります。

次に、林道柿平大遠見線丹波橋橋梁補修工事。日程調整に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めず、繰越しとしたものでございます。本事業については、７月中の完成を予定しております。

最後に、埋蔵文化財発掘調査業務についてですが、当初、令和６年度事業として計画していたところ、国庫補助の関係で令和５年度事業として予算計上し、繰越ししたものでございます。既に事業は始まっており、幾つかの遺構や遺物も発掘されているようでございます。本年度中の事業完了を見込んでおるところでございますが、発掘の結果いかんでは、さらなる延長も考えられるのではないかと思っております。

以上、ご説明申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　１番のところの移住定住促進住宅の整備事業で、何かこれ、変更があって繰越しということでなったわけですけれども、今までに何棟住宅整備をして、それはもう満杯ですから新規にというところだと思うんですけれども、その辺の説明をもう一度ちょっとお願いできますか。

○議長（山口英司君）　林課長。

○地域振興課長（林　隆文君）　お世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

移住促進住宅なんですが、昨年度、工事を始めました。実際、３月の補正でお世話になったんですが、80万ぐらいの増額補正をして、工期については４月30日ということで延長させていただきました。支払いについては、４月18日で完了しています。一部、工事をしている中で、どうしてもこの辺については改修が必要だと、余分な工事の発注がありましたので、その分については増額補正をさせていただきました。

実際、今、戸室の住宅ということで、そちらについては今度、完成ができれば募集をしたいと思います。

以前の住宅の関係なんですが、令和４年度に新田の家の住宅については、整備は終わっております。そちらについてはもう既に入居が決まっております。

以上になります。

○議長（山口英司君）　後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　これで２件目ということの理解でいいわけですね。それで、この１件目については、入居が今お話のように決まっていると、２件目についても、ある程度入居予定の要望が出ているわけですよね。その辺をちょっとお聞かせ願いたいですね。

○議長（山口英司君）　林地域振興課長。

○地域振興課長（林　隆文君）　２件目の戸室の住宅なんですが、本会議で設管条例を変更、一部改正をお願いをしています。それが皆さんのほうで可決していただいたとき、今度はホームページ等で宣伝しながら募集をかけたいと思っています。

以上になります。

○議長（山口英司君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　以上で報告第３号を終わります。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第６、承認第１号　専決処分の承認を求めることについて、高山村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

承認第１号につきましては、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月30日に公布され、４月１日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和６年３月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、ご了承くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　本間会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君）　お世話になります。

それでは、私より高山村税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書８ページ、新旧対照表２ページからご覧ください。

まず、第51条、第56条、第71条、第90条、第91条、第139条の３の部分につきましてご説明いたします。

第51条、第71条、第139条の３につきましては、個人住民税、固定資産税、特別土地保有税におきまして、減免の条件に該当することが明らかであると認める場合に、該当者が申請しなくても職権によって減免を適用できるよう規定を整備するものです。

第56条については、私立学校法の改正に伴う条文中の条項のずれを反映させるものです。

第90条、第91条につきましては、引用する法律と条項の表記の修正でございます。

続きまして、附則第７条の５について説明いたします。

この改正は、令和６年度分の定額減税に係る規定の新設に合わせて新設するものです。定額減税の内容といたしましては、合計所得が1,805万円以下の納税者の住民税の所得割額から、本人１万円、扶養している配偶者または扶養親族１人につき１万円を控除するものでございます。

なお、定額減税を受けるための申請は必要ありません。

続きまして、附則第７条の６及び附則第７条の７について説明いたします。

この改正は、令和６年度分の納税通知書に記載すべき金額を定めるもので、第７条の７が

年金所得がある方の納税通知書に関する条文です。そして、第７条の６がその他の納税通知書に関するものでございます。

次に、附則第７条の８の改正について説明いたします。

定額減税では、所得が1,805万円以下の方が対象ですが、所得が1,000万円以上あり、なおかつ同一生計配偶者の年間所得金額が48万円以下の配偶者がいる方につきましては、その同一生計配偶者の減税分１万円は、令和７年度に繰り越して控除されることとなり、附則第７条の８ではこのことについて規定しております。

次に、附則第８条の改正について説明いたします。

この改正では、個人の住民税の所得割額に対して定額減税を適用する際に、肉用牛の売却所得の課税の特例の適用後の額に対して定額減税を適用するよう、規定を整備するものでございます。

次に、附則第10条の２の改正について説明いたします。

第14項から第20項の項番号の繰下げ及び条文中の引用の改正、第14項の新設については、地方税法において、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例を導入する規定が新設されたことに伴うものでございます。

第21項の削除、第22項から第24項までの条文中の引用の修正及び項番号の繰下げについては、地方税法において、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例の条項が削除されたことに伴うものでございます。

なお、この施設につきましては、高山村内に対象となる施設はございませんが、国の規定に合わせ改正するものでございます。

次に、附則第10条の３について説明いたします。

この改正では、認定長期優良住宅に該当するマンション等の場合は、管理人等から必要書類の提出があれば、所有者本人が申告しなくても固定資産税の減額措置が適用されるよう地方税法が改正されたことに伴って改正するものでございます。

また、住宅に対する固定資産税の減額措置は、令和５年度末で適用期限を迎えましたが、法改正によりまして、この適用期限が２年間延長されたものでございます。

次に、附則第11条から第13条、附則第15条について説明いたします。

令和６年度から令和８年度までの間、現行の土地に対する固定資産税の負担調整措置、据置年度における下落修正、特別土地保有税の課税の特例に関する仕組みを継続する改正でご

ざいます。

次に、附則第16条の３、第16条の４、第17条、第18条、第19条、第20条について説明いたします。

この改正につきましては、株式や土地の譲渡所得の分離課税分を定額減税の対象となる所得割の額に含めるよう、読替規定を追加するものでございます。

最後に、附則第20条の２、第20条の３について説明いたします。

この改正は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律等の特例適用となる利子及び配当金等を定額減税の対象となる所得割の額に含めるよう、読替規定を追加するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから承認第１号　専決処分の承認を求めることについて、高山村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、承認第１号は承認することに決定しました。

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第７、承認第２号　専決処分の承認を求めることについて、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

承認第２号につきましては、上位法令である地方税法施行令の一部を改正する法律が令和６年３月30日に公布され、４月１日に施行されたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和６年３月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、ご了承いただきたくお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君）　本間税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君）　お世話になります。

それでは、私より高山村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、上位法令である地方税法等の一部の改正が行われたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書22ページ、新旧対照表32ページからご覧ください。

まず、第２条第３項の改正について説明いたします。

国民健康保険税では、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の３つの合計額を賦課しております。そのうち、後期高齢者支援金分の課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。令和５年度の課税情報で計算した場合ですが、参考に、この改正により高山村では５世帯、税額10万円増税ということで影響が出る見込みでございます。

次に、第23条について説明いたします。

国民健康保険税では、低所得者世帯の所得に応じて、７割、５割、２割の軽減を行っております。今回の改正では、軽減判定所得の算定式の見直しが行われました。５割軽減の算定式では29万円だった所得の対象額が29万5,000円に、２割軽減では53万5,000円だった金額が54万5,000円に改正されるものでございます。

令和６年度の課税処理がまだ未処理でございますので、対象の世帯の計算はちょっとすぐにはできませんが、対象世帯につきましては、この対象の幅を広げた額が大変少額でございますので、ほぼ影響はないものと予想されます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから承認第２号　専決処分の承認を求めることについて、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、承認第２号は承認することに決定しました。

◎承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第８、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、令和６年度高山村一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、令和６年度高山村一般会計補正予算（第１号）について説明申し上げます。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算に係るものであり、返還までの期日が短期間であったため、地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和６年４月19日に専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正概要について申し上げます。

今回の専決補正は、既定の予算に741万1,000円を追加し、予算総額を32億5,481万9,000

円としたものでございます。

令和４年度、令和５年度に実施した低所得者支援や経済対策など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用した事業の精算に係るものとなります。

以上、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、令和６年度高山村一般会計補正予算（第１号）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、承認第３号は承認することに決定しました。

◎諮問第１号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君）　日程第９、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人権相談、人権啓発、人権救済等の人権擁護活動に従事することとなります。

令和３年10月から１期３年間にわたり、人権擁護委員としてご尽力くださいました飯塚優子さんが令和６年９月30日で任期満了となります。後任に尻高[redacted]、松井由紀子さんを人権擁護委員に推薦いたしたいと思います。

松井さんにおかれましては、心身ともに健康であり、人格、見識がともに高く、広く社会の実情を把握し、人権擁護委員として適任であると考え、候補者として推薦したいと考えております。

なお、この人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、議会の意見を聞いて推薦しなければならないという法の規定がございます。よって、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく取り扱われることをお願い申し上げまして、推薦に伴う説明といたします。

○議長（山口英司君）　お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認めます。

これから諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君）　ただいまの出席議員数は９人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に７番、佐藤晴夫議員、８番、後藤肇議員、９番、平形富二夫議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君）　異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について適任と認めることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

〔投　　票〕

○議長（山口英司君）　投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○議長（山口英司君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票９票、無効投票０票。

有効投票のうち、賛成９票、反対０票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第１号は適任とすることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第10、議案第40号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　議案第40号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

このたびの規約変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要があるため、提案するものであります。

具体的には、本年12月２日から新たな被保険者証の発行が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証となり、マイナンバーカードを取得していない人には資格確認書を発行することにより、それに伴い関連する事務に変更が生じることから、規約を変更する

ものであります。

なお、この規約変更に当たりましては、地方自治法の規定により、構成団体の議会の議決を要するものでございます。

以上、規約の変更理由を申し上げましたが、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから議案第40号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第11、議案第41号　高山村立高山小学校通学バス購入についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　議案第41号　高山村立高山小学校通学バス購入について、提案理由の説明を申し上げます。

今回購入する通学バスは、26人乗りの小型バスで、平成８年に購入した28年目を迎える通学バスを更新するものでございます。

一般競争入札の結果、中之条町、群馬トヨペット株式会社、中之条バイパス店が税込790万円で落札いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定及び地方自治法第96条第１項第８項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから議案第41号　高山村立高山小学校通学バス購入についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明

○議長（山口英司君）　日程第12、議案第42号　たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　議案第42号　たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書37ページ、新旧対照表は38ページをご覧ください。

今回の改正については、令和５年度より進めてきた移住定住促進住宅整備事業において完成した戸室地内の移住定住促進住宅を追加改正するものでございます。

別表に、名称として戸室の家、位置及び家賃並びに敷金を明記した改正となります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君）　本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第４３号の上程、説明

○議長（山口英司君）　日程第13、議案第43号　高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　議案第43号　高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、現在、母子・父子家庭及び父母のない児童における福祉医療制度の対象範囲について所得制限を設けておりましたが、今回の改正によりこれを撤廃するものであります。

なお、この改正に当たりましては、吾妻郡内６町村で足並みをそろえ、改正するものでございます。

以上、条例改正について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審議をいただく中で担当より説明申し上げますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第４４号及び議案第４５号の一括上程、説明

○議長（山口英司君）　日程第14、議案第44号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第２号）及び日程第15、議案第45号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の２議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　議案第44号及び議案第45号について、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第44号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に6,824万3,000円を追加し、予算総額を33億2,306万2,000円とするものでございます。

主な歳出について説明申し上げます。

２款１項９目ふるさと祭り事業においては、400万円を増額といたしました。本年度は花火の打ち上げをしたいと考えておりますが、花火師との日程調整がつかず、例年の８月14日から山の日である８月11日に移して開催を予定しております。近年の物価高騰に加え、コロナ以降、ふるさと祭り、また花火の打ち上げを取りやめていたことから、寄附収入の大幅な減少が懸念されていますので、増額をお願いするものでございます。

次に、３款１項１目低所得者支援及び定額減税補足給付事業は、令和４年度の低所得世帯支援給付金事業の補足事業となります。令和５年度に所得制限により給付を受けられなかった者が、令和６年度に所得要件を満たした場合に支給されるものとなります。

また、４万円の定額減税が行われますが、令和６年度の減税から控除し切れない額は給付金として支給されます。双方を合わせた支援給付金として5,000万円を計上いたしました。

なお、この事業費は事務費を含め、全額国費によって賄われます。

次に、７款１項12目先導的官民連携支援事業。現在、東洋大学に委託して進めている脱炭素事業に係るものとなります。1,980万円の事業量となり、全額を国の補助金でと見込んでおりましたが、事業不採択となってしまいました。そこで、必要最小限の事業量として、一般財源により事業を前へ進めたいと考えております。歳入では国庫補助金1,980万円を減額し、歳出では1,100万円を減額、差引き880万円の事業量として実施したいものでございます。

次に、高校生等就学費補助金交付事業においては、現在、年額６万円を支給しておりますが、今般、高校入学時にタブレットを準備することが必要となったことから、高校１年生の

み補助金額を３万円増額することといたしました。27人分、81万円を計上しております。

次に、議案第45号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に309万9,000円を追加し、予算総額を５億633万3,000円とするものでございます。

主な増額理由は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修、職権による資格喪失処理による保険税の歳出還付に伴うものとなります。

以上、各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細については、審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（山口英司君）　本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎陳情書等について

○議長（山口英司君）　日程第16、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等はお手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

暫時休憩します。

午後１時30分より再開します。

休憩　午前１０時５８分

再開　午後　１時３０分

○議長（山口英司君）　再開します。

◎一般質問

○議長（山口英司君）　日程第17、一般質問を行います。

◇　渡　邊　裕　治　君

○議長（山口英司君）　最初に、１番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

渡邊議員。

〔１番　渡邊裕治君登壇〕

○１番（渡邊裕治君）　議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問いたします。

今後、我が村で最重要テーマとなるであろう庁舎建設、それに付随する各施策について、１つ目として、これまでの庁舎建設に向けた取組、進捗状況について、２つ目は、執行部としての庁舎機能、単独、複合等の具体的な考え方と今後の建設に向けた考え方、方向性について、まずは２点お伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君）　村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　それでは、渡邊裕治議員からのご質問にお答えいたします。

役場庁舎については、東北地方太平洋沖地震を契機として、平成29年度に実施した耐震診断の結果、ＡからＤの４段階評価で一番低いＤレベルという判定がなされました。また、耐震性能の欠如に加え、築50年経過という老朽化、バリアフリー化への対応不足など多くの課題を抱えております。

そこで、令和２年に役場職員で構成する庁舎整備等検討委員会を立ち上げ、庁舎の整備方法について検討を進めてまいりました。現庁舎の耐震補強、新庁舎の建設、既存施設への移転を大きな柱に、それぞれのメリット、デメリットを検証した結果、費用面、労力面などを総合的に判断すると、移転新築がベストであるという結論となりました。

その後、住民との合意形成方法などについて、議会とも調整を図りながら検討を重ねていたところ、カーボンニュートラル事業、また、中心地づくり事業と併せて進めていくのが効果的であるとして、さらなる検討を進めてまいりました。

結果として、現在は道の駅中山盆地内に、１階部分を商業施設、２階部分を庁舎とする複合施設として、新たに整備したいと考えております。

現在の庁舎では、村民の生命、身体、財産を守るための拠点施設として、有事の際における業務の継続性の確保、またその業務を担う職員の安全を確保することも困難であります。なるべく早く、安全性に優れた、村民が訪れやすい庁舎の整備を目指してまいりたいと思います。

以上、渡邊議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　渡邊議員。

○１番（渡邊裕治君）　村長、答弁ありがとうございました。

今年度、令和６年度予算でも、先進事例における官民連携ということで予算を確保しておりますし、また、それに付随して、職員を大学派遣しているわけですね。全員協議会で示された資料には幾つかの案の中で、先ほど村長から説明がありましたけれども、現在のふれあいプラザと道の駅を複合施設で建て替えが最適ではないかという案を提示していただいているかと思います。

現有施設である道の駅は、やはり三並山や道の駅の名前にも命名されている中山盆地との景観を考えると、私が考えるに、現在の庁舎である二階建てのような建物をあの場所に建てるというのは、ちょっとそぐわないのではないか思っております。ましてや、あの道の駅を設置するときに盛土をしてありまして、この場所に拡張して庁舎を建てるという考え方では、さとのわ建設と同じように多額の建設費が発生することも見込まれます。また、建て替えとなると、一時的に道の駅の機能も移転する必要があるかと思います。

先日、さとのわのイベントでも300台収容できると聞いておりましたけれども、イベントが重なると駐車場不足は否めませんし、イベントごとに毎回、車の入出庫で危ないと思うこともしばしば見受けられます。

庁舎建設は財源が必要ですから、庁舎機能以外のものを同胞して建設し、その部分を補助金に頼るという考え方を否定するものではありません。

また、もう一つ、今年の１月に発生した鳥インフルエンザ対策本部設置についても、村内に置かれず、東吾妻町に置かれたこと。これから先、発生するであろう、想定される災害、例えば先日、上毛新聞に出ておりました浅間山噴火による被害想定などで、嬬恋村や長野原町など周辺町村の被害想定や避難想定についても報道がありました。

今後、南海トラフなどの巨大地震、特に高山村は藤沢市との交流を持っておりますから、

そういう場合の想定も入れていく必要があるかと思います。

そこで、災害発生時の本部機能となる庁舎は、しっかりと用地を確保し、避難場所や本部機能が設置できる場所を検討すべきと考えますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

また、今年の初めの新年賀詞交歓会で村長は、庁舎建設については住民に信を問うということを挨拶の中で述べられておりましたが、いつどのように信を問うのか、お考えをお聞かせください。

○議長（山口英司君）　村長。

○村長（後藤幸三君）　ただいま渡邊議員からのご質問、大変ありがとうございます。

庁舎建設に際しては、さとのわを建設した例がありますけれども、そこではやっぱりくいを増強して造ったわけでありますけれども、そこで、建てるに当たっては、地質調査ももちろんやるわけです。その場合、適さないという結果が出れば、また、ほかを見つけなければならないということも考えなければなりません。

ですから、それと同時に、村民の人に建設方法とか内容がどんなものになろうかということも問い合わせて、村民の皆さんの理解を得ながら、研究をしながら、またやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山口英司君）　渡邊議員。３回目。

○１番（渡邊裕治君）　答弁ありがとうございました。

私は、高山村で新しい庁舎を建てるということであれば、これから50年、60年使っていくわけですね。そうすると、一大プロジェクトになるというふうに考えております。これまでも道の駅の公園整備やさとのわ建設では、やはり住民から建設を進めていく上で、いろいろ意見が途中で出てきたこともあり、今までと同じようなやり方で方向性を決めていってよいのかと私は疑問に思うことがありました。

公園整備については、やはり人道橋の件で大分議会のほうでやり取りをしていただいたんですけれども、道の駅の公園というのは子供たちが遊ぶ場所ですよね。そこに行くのに道路を横断して行かなければいけないというのは、パース図を見たときにちょっとどうなのかなというふうに思ったこともありましたし、やはりそういうことを、危険を除去するということも考えて、本当は設計をしていただきたかったなというふうにも思っております。

現庁舎もここを建てるときに、１階を庁舎機能、２階を住民が利用できる機能として当時、複合化されたわけですけれども、昔は大会議室で親戚の結婚式が行われたり、今、議場で使われていますけれども、たしかここは図書館だったような覚えがあるんですけれども、教育

委員会ですか、図書館が議会事務局ですかね、というのもあったと思うんですけれども、やはりその時期といいますか、その年代によって住民の利便性が確保され、その役割を担ってきたというのが庁舎だと思いますので、これから未来への創造力を持って、村民からアイデアをある程度集約して、それを初めから設計の段階で取り入れていく必要があるのではないかと考えておりますが、その辺、村長のお考えをお聞かせいただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（山口英司君）　村長。

○村長（後藤幸三君）　まさにそのとおりでございます。村民が有効に使えなければ、何の意味もないということですね。

あそこにはまだ診療所も、手狭になった、古くなったということで、中山診療所もあそこへ誘致したらどうかなという考えも持っております。もちろん、また歯医者さんについても、そういう意思があればお願いをしていこうかと思っております。

以上でいいですか。

◇　松　井　陽　威　君

○議長（山口英司君）　次に、４番、松井陽威議員の発言を許可します。

松井議員。

〔４番　松井陽威君登壇〕

○４番（松井陽威君）　ただいま議長から一般質問について発言許可が下りましたので、ヤード問題について村長にお尋ねします。

ヤードと呼ばれる金属スクラップ、廃棄物、車両等の解体・保管に用いられる作業場所が群馬県内にも中・東毛地区を中心に多数存在しています。一方で、悪質な業者と近隣住民とのトラブルが社会問題となっているケースが増加傾向にあるようです。

そこで、本村におけるこの問題に対する対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口英司君）　村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　松井議員の一般質問についてお答えいたします。

ヤードとは、使用を終了し、収集された金属、プラスチック、木材、ガラス、ゴムを原料

とし分解、破壊、圧縮等の処理がなされたもの、またはこれらの混合物を保管していると認められる屋外保管事業場であると認識をしておりますが、金属スクラップ等の再生資源物については、外見的には廃棄物に類似している場合も多いものの、原材料として相当程度の価値を有するものでもあり、直ちに廃棄物と判断して規制することが困難なところがあります。

そのような中、県外自治体では、住民の生活環境の保全を図るため、金属スクラップ等の再生資源物の屋外保管事業場における事業や、事業場の設置を許可制とする新たな条例を制定するなどの動きも見られます。

本村においては、村内において施行される開発事業について、土地利用の調整及び自然環境並びに景観の保全形成を図り、調和の取れた村づくりを進めることを目的とする高山村開発事業等の適正化に関する条例において、開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業に対しては、廃棄物処理施設の設置も当然に含まれており、事業主より村へ開発事業計画協議書の提出を受け、村関係各課による村審査指導を取りまとめし、村土地開発事業審議会へ諮問の上、審議・答申を受け、村長より事業主へ村審査指導を通知し、事業主より村審査指導に対する回答書の提出を受けた後、村長が開発事業の承認、不承認の決定を行っておるところでございます。

また、本村では廃棄物、有害使用済機器、自動車の処分・解体・保管等を行う事業場に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に基づき、産業廃棄物等の不適正処理事案に対し、早期に発見、早期に対応するため、住民課長が群馬県職員として併任を受け、産業廃棄物処理施設等への立入検査権を付与されており、不適正保管、不法投棄、不法焼却等の不適正処理事案に対しては、群馬県と県警本部と本村が一体となって、未然防止、早期発見、早期解決、拡大防止を図るなどにより、生活環境の保全に一定の成果を得ているものと考えております。

それ以外の再生資源物については、その実態が十分に把握できていないのが現状であります。

群馬県が現在５月中旬に、県内の屋外保管事業場や再生資源物の実態把握の必要のため、県内市町村から屋外保管事業場として使用を終了し、収集された金属、プラスチック、木材、ガラス、ゴムを原料とし分解、破壊、圧縮等の処理がなされたもの、またはこれらの混合物を保管していると推測される事業場に関する情報を調査収集している最中でもあり、まずは、県と連絡を密に取り、県内市町村の現状を踏まえ、今後も引き続き村内外の屋外保管事業場等の新設設置状況等に対して注視して、新たな施策の必要性等の検討も考えていきたいと思

っております。

以上、松井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　松井議員。

○４番（松井陽威君）　前向きな答弁ありがとうございます。

本年３月30日付、上毛新聞社会面にヤード県内80か所との見出しで、この問題について関係記事が掲載されました。

以下は同新聞からの抜粋となります。

高い塀で囲まれ、車の解体・保管に用いられるヤードと呼ばれる作業場所が、昨年６月時点で県内で約80か所あったことが29日までに県警のまとめで分かった。一般には、壁の有無を問わず、金属スクラップや廃棄物が持ち込まれる場所も含めるため、実態はより多い。普通の業者に紛れて犯罪の拠点に使われ、作業中の騒音などが近隣住民を困らせたケースもあり、他県では規制の動きが出ている。中略。

県警が定義するヤードは、昨年６月時点の調査で伊勢崎、太田、大泉の３市町と前橋市郊外を中心に約80か所、幹線道路沿いから山間部まで幅広く分布しており、経営者は外国人が多かった。過去には不法滞在者が働く事案を摘発した。ヤードが500か所以上ある千葉県は、４月から都道府県で初めて事業を許可制にして罰則も設ける。規制や対策について、群馬県警は事件捜査を通じて県内の実態を把握し、他県の条例などを調べ研究しているところだ。

以上、記事の抜粋から。

つまり、本新聞記事や警察、その他の報道等によると、関東では、千葉県、茨城県等の港湾を要する自治体において以前から騒がれていたヤード問題が、内陸の埼玉県、本県等にも及んできた。この問題は将来訪れるであろう外国人との共生社会とも無関係ではない。それは本県のまとめによる外国人登録者数を見ると、昨年末が７万2,315人（過去最多で、県人口の3.8％を占め、115か国と地域で構成）、2014年は４万2,311人と９年間で約３万人の増加を示していることからもうかがえます。

また、国の方針も首相の国会答弁で、外国人の積極的な入国、定住を推進する旨の見解を示しています。

本村においては、今のところヤード関係のトラブル等は存在しませんが、将来はこの限りではないと思います。外国人等の金属買取り業者の活動も盛んであり、一時保管、作業場所としてヤードを建設するかもしれません。各地に展開中の太陽光発電施設の使用済太陽光パネルが適切に処理されずに、大量に持ち込まれる可能性も排除できません。

また、悪質な業者の進出により、盗難品、違法物品等の保管、解体等、犯罪の温床になったり、有害物質、垂れ流し汚染等による近隣トラブル発生なども憂慮されます。

これに対応する法令については、金属スクラップ、廃棄物、車両等品目によって担当・適用法令が異なり、複雑な面を有するとのことです。答弁の中で触れられていた廃棄物の処理及び清掃に関する法律、高山村開発事業等の適正化に関する条例、そのほか高山村景観条例等も関連してくると思いますが、これら現行の法令だけでは対応策として不十分と思慮されます。

ですから、村長のお考えのとおり、今後、関係機関との協議を推進して法令を整備し、高山村の美しい自然や景観を守っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山口英司君）　松井議員、終わりでいいですね。

○４番（松井陽威君）　はい。

◇　飯　塚　武　久　君

○議長（山口英司君）　次に、５番、飯塚武久議員の発言を許可します。

飯塚議員。

〔５番　飯塚武久君登壇〕

○５番（飯塚武久君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

高山村の最大の魅力、強みは、何といっても美しい景観、そして里山の風景であると思います。しかし、現状では人口減少が進む中で、既に山林の荒廃が進み、さらには農地についても担い手の確保が困難なことから、５年先、10年先が見えない状況にあり、今後、遊休農地の増加など農地の荒廃が懸念されます。

一方、村では、景観条例や光環境条例を制定して、美しい景観を保全していく方向にありますが、農地についてもしっかりした方針を定め、農業の持続的発展に合わせて景観保全にも力を入れていく必要があると思います。

具体的には、遅れている農地の整備を促進し、農業を担う人たちが効率よく様々な農産物ができる圃場をつくるとともに、安定した収入を得られるような体制を整えることが必要不可欠であるというふうに思います。また、農地は生産基盤としてだけではなく、食料の安定

確保や景観形成、水源涵養など様々な多面的機能を持ち、宅地などとは異なって公共財産の側面も持っています。

そして、その財産を健全に維持保全することは、個々の農家の責任だけではなく、行政の責任でもあり、その役割は大変大きいというふうに思います。

また、農地の整備や土地利用の変更を伴うという面で、村づくりと表裏一体の関係にあり、農地の整備に併せて村の土地利用計画の見直し、特に中心地づくりとの一体性を図るなど、20年後、30年後の村の姿を描いていく、この必要があると思います。

そこで、２点ばかり質問をさせていただきます。

まず、１点目として、農地整備の長期計画について策定状況をお尋ねします。

次に、２点目として、農地整備計画に併せた役場庁舎建設計画等、ほかの将来計画との一体性についていかに考えるかお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山口英司君）　村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　飯塚議員の一般質問にお答えいたします。

まず、１つ目の農地整備長期計画の策定状況についてですが、現在、農地整備長期計画は策定しておりません。

土地改良事業は、公共投資、社会資本の形成ではありますが、農家の私的財産である農地の利用関係等に影響を及ぼすことや、農家の費用負担があることから、原則として受益農家の申請及び同意の下に実施されており、そのため、現在、受益農家の方から同意が得られた地区から、計画的に土地改良事業を実施してまいりたいと考えております。

また、昭和40年代に整備した新田・五領地区の土地改良事業のように、田んぼが１反歩程度の面積で、水路や排水路等も経年劣化により傷んでいる箇所もありますので、そういった地区も受益者の方に問いかけて、再整備ができる方向に持っていければと思っております。今のところ、受益農家の同意もありますので、農地整備の長期計画を策定することは考えておりません。

次に、２つ目の農地整備計画に併せた役場庁舎建設計画等、ほかの計画との一体性についてどう考えるかについてですが、現時点では、道の駅中山盆地のところに役場庁舎を含めた複合施設の方向で検討を進めており、農地整備計画と併せた土地改良事業での役場庁舎建設計画は考えておりません。

以上で飯塚議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　飯塚議員。

○５番（飯塚武久君）　ありがとうございました。

ご答弁いただいたとおり、土地改良事業は個々の農家の財産を対象とする、そういったもので、行政側が一方的に進められるものではありません。このことから、構想段階から事業実施まで、地域と行政サイドが５年、６年等時間をかけて、丁寧に調整を図りながら進めていくことになります。

そうした中においては、行政ができる限りはっきりとした方針を示し、地域の方々に理解していただきながら着実に進めていく、そういった必要があるかと思います。長期計画の目的は、これからの農業の在り方を見据えた上で、村が農地や農業水利施設などの整備をいかに行っていくかを記載するものであります。

具体的な地区を記載した計画づくりは確かに難しいと思いますが、計画の目的である整備方針や整備目標を定めて整備を推進していくことは、非常に大切だというふうに考えております。

そこで、再質問させていただきます。

具体的な地区の公表は難しいと思いますが、ぜひこの機会に整備方針や整備目標を盛り込んだ計画策定をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口英司君）　村長。

○村長（後藤幸三君）　飯塚議員のおっしゃるとおりでございます。

食料生産というのは、人間にとって一番大切な部門であると思います。

最近、農林課でまとめたこれからの開拓、改良事業ができる箇所というのを洗い出して、だんだん働きかけていく中で、県の農政課ともタッグを組んで、開発、土地改良に向けて動き出したいというふうに思っております。

ただ、高山村では、中山で改良工事が進んでおりますけれども、結構国・県もお金の問題で、高山はやったからこの次にしてくれよというような声も聞かれるので、しばらくは準備期間で調査をしながら、煮詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口英司君）　飯塚議員。３回目です。

○５番（飯塚武久君）　ご答弁ありがとうございました。

まさに村長がおっしゃるとおり、あまり慌ててやるとよくないということで、先ほども申したとおり、５年も６年もかけて、しっかりと地域の人と話しながら事業計画を立てるとい

うことでございます。ぜひ、この長期計画をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、もう一つ、よろしいでしょうか。

役場庁舎建設については、現在、建設場所を含め検討中とのことであり、またこの後、議論することになると思いますが、庁舎建設以外にも、例えば村長が、この村は外から人を迎えるための宿泊施設がないので、何とかしたいと常々おっしゃっています。その対応としては、民宿あるいはビジネスホテルなどの宿泊施設なども考えらますが、そのためにはその用地も必要になってきます。また、このほかにも将来に向けた施設用地の確保は、行政として最大の責務ではないでしょうか。

このことから、農地の整備計画に合わせた村づくり、いわゆるゾーニングについてはしっかりとビジョンを立てて、将来に遺恨を残すことのないよう、ぜひここで一度立ち止まり、ゆっくり熟考していただきたいと思います。そのことがこれから策定する村の基本計画である第６次高山村総合計画につながっていくと思います。ぜひともよろしくお願いします。

以上です。

◇　後　藤　　肇　君

○議長（山口英司君）　次に、８番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔８番　後藤　肇君登壇〕

○８番（後藤　肇君）　一般質問の機会をいただき、本当にありがたく思うところでございます。早速、質問に入らせていただきます。

私は、第５次総合計画について。

第５次総合計画は、平成27年に策定され、人口は3,700人、10年後の目標値は3,500人。今の人口は3,300人、世帯数、1,362世帯。この数字が何を意味するのか検討する必要がある気がいたします。

それでは、大綱で、その中の観光についてお伺いいたします。

成果として残していきたいもの、変更を余儀なくされるものの説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君）　村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　後藤肇議員の一般質問についてお答えいたします。

第５次高山村総合計画は、平成27年度から令和６年度までの10年間の村の最上位計画となります。

総合計画では、計画的な村づくり、事業の評価と見直し、村民参加の推進を進めていくことが求められており、施策の大綱として６つの柱により基本構想が示されております。

その中で観光についてですが、施策大綱の一つでありますはたらきふれあうむらづくりの施策の中で、道の駅中山盆地を観光、防災等を含めた村の中心拠点として整備を行い、豊かな資源を背景に、移住者や観光客等の交流の場や体験の場をつくり、地域活性化や定住促進を図ることについて明記してあります。

施策として、道の駅施設整備、宿泊施設整備、イベント等による交流事業、人材育成と村民参加、広告・ＰＲ事業の方策等が掲げられております。

道の駅施設整備については、平成29年度にふれあいパークの整備、令和４年度にさとのわの整備をいたしました。

以前から道の駅において、イベント等を開催しておりましたが、昨年度ではさとのわでのイベント等の開催は78回開催されております。イベント等による交流事業も実施された中での人材育成と村民参加についても、着実に進んでいるかと考えております。

１つ目の質問の今後、成果として残していきたいものについては、観光資源としても道の駅を有効活用しながら、村民参加ができるイベント等の開催により、多世代の交流できる場所として、引き続きＰＲをしていきたいと考えております。

２つ目の質問の変更を余儀なくされものについては、宿泊施設整備について、現在、帰省してくる家族などが宿泊できる場所がないことを考慮すると、宿泊施設の整備は必要と考えていますが、村の公共事業として整備するのは、今後の運営、維持管理を考えると、財政面の圧迫が推測され、財政の健全化などを含めた民間の技術、能力を活用した官民連携により整備する方法を検討していきたいと考えております。

具体的には、民間事業者が参入していただくことが可能かどうか検討を重ねていく必要があるため、村の現状を把握していただく中で、民間事業者に対し意向調査等を実施しながら、官民連携の導入可能性を調査、検討を進めていきたいと考えております。

以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　答弁、誠にありがとうございます。

その答弁を聞かせていただいていく中で、少し感じるところをお話しさせていただければと思います。

まず、施設整備に関しては、さとのわができて、ある程度は一定の落ち着きを見せたのかなという気がします。それと、交流事業では、年間で78回の交流事業が行われている、これも立派なことかななんていうことは思います。

ただ、村の施設というより環境ですか、例えば三並山、子持牧場、そういうものをメインとして何かを取り入れていく。あとはロックハート城、ゴルフ場、そういうものとタッグを組んで計画していくもの、そういうものを早急にやはり考えていくのには必要かなと思うわけですね。

その中で、やはり交流人口を増やしていくと。それプラス藤沢市との交流、こういったものをもっと綿密にしまして、年間何回やる、それで何人ぐらい来ていただく。そういうためにはやはりさっき何回も言うように、宿泊施設というのが必要になってくるわけですよね。この宿泊施設も村長の３期目の中にも取り入れていましたし、この計画の中でも入っているわけですよね。それがリードとして全然進んでいないというのを私、ちょっと感じるところがあるんですよね。

ですから、そういうものを確実にやはり進めていかないと、やはり村全体もよくなっていかない。そういうものを村民はやっぱり見ていますので、ぜひそういうものを進めながら、行政の交流人口を増やしたり、防災施設を整えていく、こういうことが必要かなと思うんですが、その辺について、もう少し具体的にこういう説明をいただきたい部分がちょっとあるんですけれども、いかがですか。

○議長（山口英司君）　村長。

○村長（後藤幸三君）　後藤肇議員のおっしゃるとおりでございます。

宿泊施設については、私も随分思い入れがあります。

一昨日、同級生が亡くなりました。そのときに、やっぱり東京方面からもお悔やみに来てくれた同級生がおりました。そこで、清めは扇屋でやったんですが、時間的余裕がなかったもので、なかなかお話ができなかったんですけれども、こういったときに村に宿泊施設があれば泊まっていって、お悔やみもできたんじゃないかというふうに、本当にそういったことでは思い入れが私は同様にあるわけです。

しかしながら、村としてはほかにもいろんな事業はございますので、なかなかそこまで手が回らない、お金が回らないということがありますので、私も忘れたわけじゃなくて、外部からのサポートがあれば、またタッグを組んですることができるのかなというふうにも考えて、あちこち当たってはいるのが現状であります。

○議長（山口英司君）　後藤議員。３回目です。

○８番（後藤　肇君）　村長の言われることは十分理解しますし、分かります。

ぜひ村の行政として、もう少しリードをしていく。参加はしなくても話としてリードはできる体制づくりというのはできるかなと思うんですね。これだけの優秀な人材がいるわけですから、その辺を今後ぜひ取り入れていただきながら、そういった村の山積している課題に取り組んでいただければと思いますし、あとはやはり結果がある程度見えるような形に表していかないと、村民にはやはりなかなか納得してもらえないという部分が出てくると思うんですね。ですから、その辺を踏まえてぜひ、これからも努力するしかお互いにないのかなと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

◇　後　藤　明　宏　君

○議長（山口英司君）　次に、６番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔６番　後藤明宏君登壇〕

○６番（後藤明宏君）　議長より質問の機会をいただきましたので、土地改良と新規作物の導入について質問いたします。

現在、原地区において土地改良事業が始まり、新たに判形、尻高地区の話合いも始まっています。この事業は、進め方次第では農家負担金はかからず進められる事業にて、農家の高齢化が進む中、次世代の方に耕作を委ねられる、作業効率のよい優良農地の推進が目的です。行政側から積極的に進め、将来のスマート農業化に向け取り組んでいただきたい。

また、昨年より新規作物としてヘーゼルナッツなどの苗木が植えられ、新たな特産品を生み出そうと若い農業者が取り組んでいます。

土地改良を進めながら、新たな作物、特産物を農林課を中心に、将来を見据えた総合的な開発をしてはどうでしょうか。

村長の所見を求めます。

○議長（山口英司君）　村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　後藤明宏議員の一般質問にお答えいたします。

まず、現在進めている原地区の土地改良事業についてですが、こちらは農地中間管理機構関連農地整備事業にて進めており、農家負担金なしの事業ですが、この事業は採択基準が厳しく、農地中間管理機構（県農業公社）において、事業施行地域内の全ての農地に農地中間管理権が事業計画の告示日から15年以上設定されていること。また、全ての事業施行地域内農地が担い手に集積され、事業完了後５年以内に８割以上を担い手に集団化すること。なおかつ事業完了後５年以内、果樹等は10年以内に販売額20％以上向上、または生産コスト20％以上削減などが事業要件となっておりますが、こちらの事業が可能であれば、農家負担金なしでできるので、事業推進をしていきたいと考えております。

またあわせて、スマート農業技術を導入して、生産性の向上を図っていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、新規作物導入として、昨年よりヘーゼルナッツの苗木を数名の生産者が植えられ、新たな特産品を生み出そうと若い農業者が取り組んでおりますが、県吾妻農業事務所などと連携して、新たな作物、特産物を開発していけるように、農家の方へ情報提供しながら進めていきたいと思っております。

以上、後藤明宏議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　後藤議員。

○６番（後藤明宏君）　村長、詳しい説明ありがとうございました。

昨年、ヘーゼルナッツ500本、約120アール、また大粒ブドウの新品種、富士の輝など数種の苗木が導入されました。アーモンドの苗木700本も作付され、高山の米、月あかねに関しても、新たな品種にてブランド力が上がりつつあります。

民間独自に新たな作物や品種を取り入れ、村の特産物を生み出そうと試行錯誤しております。さらなる協力と支援をお願いして、質問を終わります。

◇　平　形　富二夫　君

○議長（山口英司君）　次に、９番、平形富二夫議員の発言を許可します。

平形議員。

〔９番　平形富二夫君登壇〕

○９番（平形富二夫君）　議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

高山村にスタンドやスーパー継続対策について、村長に質問をいたします。

村民の多くはスタンド閉鎖に心配の声が、特に高齢者から出ております。ＪＡ全農が令和７年２月29日に閉鎖する情報が入っていますが、高山村では今、移住定住を積極的に推進しておりますが、スタンドもスーパーもない高山村になったら、村民にも移住定住を考えている人にも大きな影響が出ると思います。

スタンドもスーパーも民間企業であり、行政とは無関係であることは十分に認識しておりますが、村民の生活を考えたときには、行政として閉鎖する前に情報を得ながら対策や考えを高山村として方向性を進めてはどうでしょうか。

また、スーパーも売上げ目標には厳しいようですが、高山村では3,000万円余りの予算で改修工事を行い、スーパーに賃貸しておりますが、早く軌道に乗れるよう私もいつも使っております。村長の考えをお聞かせください。

村長に答弁をもらう前に、この一般質問は通告期限が５月27日でありました。全員協議会が６月３日に行われ、その席であがつま農業協同組合より令和６年５月29日の日付で、高山給油所運営継続のための受託条件についてという報告が執行部よりありました。

そこで、村長にお願いであります。

私は一般質問の中で情報を得ながらというお話をしましたけれども、この情報を得ない前の村長の考えと、農協から情報を得たときの考えの答弁をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（山口英司君）　村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　平形富二夫議員からのご質問にお答えいたします。

最初に、スタンドについて申し上げます。

現在、村内におけるスタンドは、ＪＡあがつま高山給油所のみとなっておりますけれども、数年前から需要低迷が続き採算が取れないため、規模の縮小、あるいは廃止を検討しているとの話をいただいていたところでございます。

村内からスタンドがなくなるということは、村民の利便性が低下することになります。現

在の村内におけるスタンドは、ＪＡあがつま高山給油所のみとなっておりますけれども、数年前から需要低迷が続き採算が取れないため、規模の縮小、あるいは廃止を検討しているとの話をいただいていたところでございます。

そんな中、つい最近でございますけれども、先月30日、全農ぐんまの担当者より今後の方針について説明をいただきました。その概要は、令和７年２月末日をもって、現在ある高山給油所は閉鎖する。ただし、村が期限を定めて新たに給油所を建設するという確約があれば、それまでの間、現在のスタンド経営を継続するというものでありました。

また、スタンドの運営を受託するための条件として、新たに建設するスタンドはセルフ給油方式とし、洗車や作業用ピット機能は置かないこと、人件費はＪＡが負担するが、従業員は村が雇用すること、受託料や赤字補塡等の村の支援があることなどを条件として、７月末日を回答期限として提示されました。

ほかの方法についても、可能性の有無を模索していかなければならないと思っておりますが、まずはこの提案について検討し、結論を得てまいりたいと考えております。

次に、スーパーについて申し上げます。

スタンド同様、現在の村内におけるスーパーは１店舗のみとなっております。ご承知のとおり、Ａコープ撤退後、村が施設を譲り受け、そっくりスーパーコイケに貸し出して、営業を続けていただいておりましたが、同社の倒産により一時無店舗村となりました。

村民の利便性を考え、企業誘致し、サンモールに入っていただくこととなりましたが、営業を開始するに当たり、著しく老朽化したままの施設では出店することはできない。また、自力で施設改修して営業を開始することはできないとのことであったため、村で3,180万円を投じて施設改修を行い、サンモールに出店していただいたところでございます。

いろいろと営業努力をしていただいているようですが、結果的に当初の売上げ目標には届かないのが現状のようであります。しかし、議員のおっしゃるとおり、民間企業による経営であるため、村として投資をしておりますので、要望としての意見はさせていただいておりますが、同社の営業方針に立ち入ることは難しいものと考えております。

スタンド、スーパーとも、その必要性を十分考慮し、できうる限り経営者との連絡を緊密にし、継続していただくことを念頭に、村としてできるサポートはしてまいりたいと考えております。

以上、平形富二夫議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　平形議員。

○９番（平形富二夫君）　今、村長に答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

村長、この問題は、スタンドもスーパーも村民の多くが利用すれば解決することだと思います。けれども、強制できることではなく、個人の自由だけに厳しい問題ですが、スタンドもスーパーも存続してもらうために、村民の多くに今の現状を知らせることも大事な事業ではないかと思います。

また、先ほど村長のほうから、高山村給油所運営継続のための受託条件についての話が一部入っておりましたけれども、これは執行部、また議員とも、また村民とも相談しながら、真剣に審議していかなければならないと思っております。

また、スーパーの問題でありますけれども、先ほど村長が言ったように民間であります。おおか深くは入れない、そのとおりだと思います。でも村民の多くは、やはりスーパーが来てくれたことに感謝の気持ちは忘れないですね。それでもどういうふうにしたらスーパーをみんなが使ってもらえるか。若い人たちにもいろいろ意見を聞きました。まず一番多かったのが、高山のスーパーはみなかみ、沼田と同じ値段にしてくれればもっと使いやすいんだがなという意見をいただきました。

そして、この間、子育て世代の保護者から、地元のスーパーを少しでも利用してもらえるように呼びかけを行っているんだと、子育て世代の保護者もいますと。また少しでも利用に貢献して存続してもらうために、村民の中でもそういうふうに動いてくれる方もおります。

例えば、駄菓子コーナーができたり、子供が楽しんで一緒に買物ができるような工夫をしてもらいたい。子育て世代からすれば、行事のときにお弁当用の冷凍食品など充実すれば利用しやすいという意見もありました。

やはり村民の多くがスタンドのこともスーパーのこともみんな心配しているんですよね。だから、みんなで協力してこの状況を、村からスーパーもスタンドもなくならないように、みんなで努力していくことが大事だと思います。

また、さっきの高山給油所運営の継続のための受託条件ですけれども、これも本当に一方的な条件だと思います。これをみんなで審査しながら、いいように進めていかなければなと思っております。特に赤字になったときには自治体のほうから補塡してくれ、そんなことはあり得ないことですよね。私は補塡するんだったら、村民に燃料のときに何かの方法で還元をしたらいいのかなと思っております。

さっき、議会の休憩のときに総務課長のほうから、議員さんと執行部としっかり話合いをしたいというお話をいただきましたので、議会のほうも真剣に取り組んでいきたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（山口英司君）　以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（山口英司君）　お諮りします。議案の調査及び審査等のため、６月７日から６月11日までの５日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認めます。

したがって、６月７日から６月11日までの５日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は、６月12日水曜日午前10時から開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　２時３５分

令和６年６月１２日（水曜日）

（第２号）

令和６年第２回高山村議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和６年６月１２日（水）午前１０時開議

日程第　１　陳情第　１号　政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める陳情について

日程第　２　同意第　２号　高山村副村長の選任について

日程第　３　議案第４２号　たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第　４　議案第４３号　高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

日程第　５　議案第４４号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第２号）

日程第　６　議案第４５号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　７　委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

日程第　８　議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	渡　邊　裕　治　君	２番	平　形　玉　緒　君
３番	唐　澤　徳　治　君	４番	松　井　陽　威　君
５番	飯　塚　武　久　君	６番	後　藤　明　宏　君
７番	佐　藤　晴　夫　君	８番	後　藤　　肇　君
９番	平　形　富二夫　君	１０番	山　口　英　司　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長　　後　藤　幸　三　君　　副　村　長　　平　形　郁　雄　君

教育長	山口　廣君	総務課長	後藤　好君
会計管理者兼税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい課長	金井　等君	農林課長	平形英俊君
建設課長	割田信一君	地域振興課長	林　隆文君
教育課長	飯塚優一郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林　大生

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君）　公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

本日の会議を開きます。

庁舎の近くで橋梁の工事を行っているため、先ほどまではにぎやかだったんですが、ただいま10時の休憩に入っているようです。また騒音等あるかと思いますが、その際は気にせず大きな声でお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

◎陳情第１号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第１、陳情第１号　政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める陳情についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。

委員長の審査結果報告を求めます。

委員長。

〔総務文教常任委員長　後藤　肇君登壇〕

○総務文教常任委員長（後藤　肇君）　それでは、早速報告をさせていただきます。

政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める陳情の審査結果報告。

令和６年第２回高山村議会定例会。

令和６年６月12日（水曜日）報告。

総務文教常任委員長、後藤肇。

総務文教常任委員会では、第２回定例会初日に審査を付託された陳情第１号、政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める陳情について、６月６日本会議散会後に委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

本件を審査するに当たり、村の状況を把握するため住民課より、都筑課長、後藤係長、齊藤係長に出席いただき、マイナンバーカードの取得状況等の説明を受けました。

令和６年４月末現在で、高山村全体のマイナンバーカードの取得状況は、2,569人で77％であります。後期高齢者医療保険のマイナ保険証の取得状況は411人で58％、国保加入者のマイナンバーカード取得者は626人で72％、国保加入者のマイナンバーカードの取得者のうち、マイナ保険証登録者は548人で88％、保険証へのひもづけができていない人が78人、12％とのことでした。

また、国保マイナ保険証の医療機関での利用状況は、４月の医療機関を受診した1,024人のうち83人で８％でした。

このことから、マイナンバーカードを取得しているが、国保に関してはマイナ保険証があまり利用されていない状況が見受けられますが、マイナンバーカードを取得していなくても手続きなしで「資格確認書」を発行することとされているため、委員の中でも少し見守りたいとの意見があり、委員会の審査結果としては全会一致で「趣旨採択」とすることに決定いたしました。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第１号に対する付託陳情書審査結果報告とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから、陳情第１号　政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、陳情第１号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎同意第２号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君）　日程第２、同意第２号　高山村副村長の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君）　同意第２号　高山村副村長の選任についてご説明を申し上げます。

この６月末日をもって、副村長の任期が満了となります。令和２年７月１日から、平形郁雄氏に副村長職を務めていただいておりますが、引き続き平形郁雄氏に担っていただきたいと考え、ご提案申し上げる次第でございます。

平形郁雄氏は、役場職員として40年間勤務の後、引き続き副村長を務められ、現在に至っております。豊富な行政経験に培われた適切な判断力、決断力に加え、その熱意と行動力には大きな信頼を寄せているところでもあります。加えて、職務に対する厳しさもありながら沈着冷静、温厚なその人柄から職員の信頼も厚く、副村長として適任であると判断をいたしました。

議員各位のご理解をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君）　お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認めます。

これから、同意第２号　高山村副村長の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君）　ただいまの出席議員数は９人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に７番、佐藤晴夫議員、８番、後藤肇議員、９番、平形富二夫議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君）　異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

○議長（山口英司君）　投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君）　投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○議長（山口英司君）　投票の結果を報告します。

投票総数　　９票

　有効投票　　９票

　無効投票　　０票

有効投票のうち

　賛成　　８票

　反対　　１票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第２号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第４２号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第３、議案第42号　たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、６月６日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

飯塚議員。

○５番（飯塚武久君）　この条例でありますが、人口減少対策、また空き家対策としてこの取組は非常によい取組だと思いますが、今後の取組について２点ほどお伺いいたします。

１点目としまして、現段階における利用者の状況とそれから今後の見通しについて。２点目としまして、セルフビルドなど居住者のニーズに合わせた対応なども考えられるかというふうに思います。この辺の方向性について、よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君）　林地域振興課長。

○地域振興課長（林　隆文君）　どうもお世話になります。

飯塚議員からご質問２点受けました。私のほうから答弁をさせていただきます。

最初の一つなんですが、現段階における利用者の希望者の状況ですね。あと今後の見通しということで、まず、新田の家なんですが、新田の家につきまして昨年募集をかけまして、内覧会を８月に実施をしました。そのときには４組の方が内覧会に来られました。そのうち一つの家族、一家族お申込みがありまして、今現在４人の家族の方が暮らしております。

戸室の家なんですが、今年の４月に完成をしました。募集は、この改正のほうが可決をいただければそれに併せて募集をかけたいと思います。その後に内覧会を実施をして、その後入居者の申込みを受けて入居者の決定をしたいと思います。

今後の見通しなんですが、移住定住促進住宅は今後の見通しについてなんですけれども、改修工事が、安価な物件をちょっと探して、選定をしていければと思っています。

また、今年度から始めた住宅取得の補助金制度があります。それと併用しながら移住定住については進めていければと思っております。よろしくお願いをいたします。

２点目なんですがセルフビルド、居住者の、希望者のニーズに合わせた関係の対応なんですが、この移住定住住宅なんですが基本的には最長で10年間入居ができます。引き続き居住

者の方が入居したい場合については、所有者の方と売買契約をして取得することが可能になっております。10年経過をしないで取得する場合については、住宅の改修工事等が発生しておりますので、その残存価格等を村のほうに支払っていただいて取得するような形になるかと思います。

あと一番重要なことなんですが、居住の希望者のニーズということなんですが、入居者が例えば、改修をした後にいろんな物をつけてほしいとか、そういう希望があった場合については村のほうで、例えば躯体の工事だとかであれば、村のほうで実施をしないといけないと思うんですが、例えば簡易な工事、その方が独自でしたい工事についてはその方が独自にしてもらうような形で、所有者と承諾を得ながら進めていければと思っています。

以上になります。

○議長（山口英司君）　飯塚議員。

○５番（飯塚武久君）　ご答弁ありがとうございました。

先ほど申し上げたとおり、人口減対策あるいは空き家対策として、この取組は非常に有効だと思います。ぜひ、今後とも関係者間でいろいろなアイデアを出し合って、しっかりと前に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（山口英司君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから、議案第42号　たかやま暮らし移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４３号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第４、議案第43号　高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、６月６日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから、議案第43号　高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４４号～議案第４５号の質疑、討論、採決

○議長（山口英司君）　日程第５、議案第44号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第２号）及び日程第６、議案第45号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の２議案を一括議題とします。

本件は、６月６日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

渡邊議員。

○１番（渡邊裕治君）　議案書の52ページ、７款商工費、１項商工費、先導的官民連携支援事業について質問させていただきます。

今回、補助金の減額により、当初予定していた事業実施の内容について見直しが必要と考

えますが、予定していた事業、この予算の範囲でどの程度進めるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（山口英司君）　林地域振興課長。

○地域振興課長（林　隆文君）　お世話になります。渡邊議員のご質問にお答えいたします。

実際、当初の予定だったんですが1,980万円ですかね、予定を組んだんですが、補助金の確定がならなかったということで、一般財源で880万で実施をする予定になっております。

その主な内容なんですが、複合施設ということで住民の意向調査を積極的にやっていきたい。それとあとＰＰＰ事業、これは民間の連携事業になります。そちらの事業実施を踏まえて、民間事業者へのサウンディング調査を行って、実際実施可能かどうかということで調査を進めていきたいと思います。この調査については慎重に進めていきまして、議会と協議をしながら進めていければと思っていますんで、よろしくお願いをいたします。

○議長（山口英司君）　渡邊議員。

○１番（渡邊裕治君）　地域振興課長、答弁ありがとうございました。

今回、意向調査を村民に対して行うということなんですけれども、以前行った意向調査では世帯を通してのアンケートでありました。世帯全体で様々な意見を記入してくださいという記載はあったんですが、２世代、３世代の世帯では世帯主の方が主に書いて出してしまうという事例もありまして、今度意向調査をするときには、幅広く様々な意見を集めるという意味で、各個人に対してアンケートを取ったほうがよいのではという村民からのお話もいただきました。

世代によって考え方が違うと思いますので、このアンケートの対象範囲や方法などを検討すべきと考えますが、その辺の方法についてはいかがでしょうか。

○議長（山口英司君）　林地域振興課長。

○地域振興課長（林　隆文君）　アンケートの対象なんですけれども、若い方がこれから村を背負っていただくような形になりますので、なるべく若い方の意見を取り入れるということで、あくまでも予定なんですが、15歳以上の全住民の方にアンケートを取りたいと思います。

実際、世帯主の方にお願いをして、アンケートに名前を入れて郵送、もしくは区長さんに頼んで実施をするような形になるかと思います。

実際、やり方なんですが、若い方だとＱＲコードとかそっちのほうが得意ですので、紙ベースとＱＲコードを併用したようなアンケートになるかと思います。

以上になります。

○議長（山口英司君）　渡邊議員。

○１番（渡邊裕治君）　地域振興課長、答弁ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

引き続いて、次の質問、議長よろしいでしょうか。

○議長（山口英司君）　はい、どうぞ。

○１番（渡邊裕治君）　次の項目なんですが、54ページ、10款教育費、３項教育政策費、高校生等就学補助金交付事業について質問いたします。

今回、増額の対象と増額に至った経緯についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君）　飯塚課長。

○教育課長（飯塚優一郎君）　渡邊議員のご質問にお答えさせていただきます。

群馬県立高等学校では、令和６年度の新入生から自分のパソコンを学校に持ち込むことになり、自分でパソコン等の端末を準備することになりました。県では、生活保護受給世帯と住民税非課税世帯は６万5,000円を上限に購入費の全額、これに準ずる世帯、世帯年収の目安で270万円から350万円は、約４万3,000円を上限に購入費の３分の２を支給することとしています。

現在、村では高等学校等に就学する生徒に対して、就学補助金として月5,000円、年間６万円の補助をしていますが、入学時には制服や入学準備等で経済的に負担が多くなることから、就学費補助金を入学時のみとなりますが、３万円加算して補助したいというものになります。

以上です。

○議長（山口英司君）　渡邊議員。

○１番（渡邊裕治君）　教育課長、ありがとうございました。

保護者にとってみますと、家計負担が少しでも軽減するということで大変ありがたいと思います。この３万円部分の補助金申請について、今年度の手続方法と支給時期、また来年度以降について、現在決まっている部分や手続方法の予定等があれば、ご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君）　飯塚教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君）　就学費の補助金は、年に６月、９月、１月の年３回に分けて交付しています。今年度の申請は完了しており、新入生加算分については新たに申請をしてい

ただく必要があります。

議決後、周知と申請手続を行い、次回の９月支払い分に加算して交付させていただきたいと考えています。

来年度以降については、従来どおり４月に申請書を提出していただいて、新入生加算分については、１回目の６月に交付できるようにしたいと考えております。

○議長（山口英司君）　渡邊議員。

○１番（渡邊裕治君）　教育課長、答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山口英司君）　後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　私はちょっと関連質問でさせていただければと思います。

さっき言った観光施設の、７款の52ページですね。先導的連携のところで、今、地域振興課長がアンケートを取ると、そういう答弁があったかなと思うんですけれども、このアンケートの中で15歳以上というところ、その年齢については別に15歳以上でもいいかなと思うんですけれども、その中で若い人の意見をということだけに集中した言葉を発していたかなと思うんですね。15歳以上であってもやはり、例えばそのアンケートを取った結果、５年先10年先を見据えたものをしていくわけですから、アンケートの中でやはり誰が見てもいいものは年齢に関係なく入れていくべきだと思うんです。若い人の考えも必要だし、やっぱり中年の方の考え方も必要だし、ロートルの方の、ロートルというのは表現があまりよくないかもしれないですけれども、若年者から年配者の方までの間のいい意見というのは、やはり随時入れていくべきだと思うんですね。

最初からそう固まったような形の中では、やはりいいアンケートがちょっと難しくなるのかなという気はするんで、ぜひ柔軟性を持ってアンケートの文章とか、そういうものも作成していただきたいかなと思います。

村長がよく言ってる100年先まで住みたい村にするのには、一人の意見では駄目なわけですよね。ですから、やっぱり全体的な意見を吸い上げて、このアンケートをしていくということをぜひお願いできればと思います。

以上です。何かあれば。

○議長（山口英司君）　林地域振興課長。

○地域振興課長（林　隆文君）　ありがとうございます。

アンケートの関係なんですが、ちょっと語弊があって若い方の意見だけということじゃな

くて、アンケートを出すと、例えば、世帯に一つしかアンケートが行かない場合だと、やっぱりその世帯主の方が書いたりします。実際、若い方もやっぱり現役で頑張っている方も年配の方もいらっしゃるので、公平でその方の分を一緒に吸い上げて、村のほうでちょっと判断をさせていただきながら、それをまた議会と協議をしながら進めていくような形になるかと思いますんで、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口英司君）　後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　そういう説明をいただくと、ある程度分かってくるし、世帯主にやるとやっぱりそこの世帯主の書いて、若い人のアンケートが反映されにくいというような、私も十分よく分かります。ですから、その辺をミックスしてぜひ、どういった形でそのアンケートを集約するかということがやっぱり一番重要かなと思います。

そのアンケートによって、村の政策とか何かをやっぱり方向づけしていく形になろうかと思うんですよね。やはりそういった形の中で、やっていくのが本当に難しいだろうけれどもやっていくべきだと思いますんで、ぜひよろしくお願いいたします。

あと１点よろしいですか。

○議長（山口英司君）　はい、後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　10款の農地中間管理機構の中で、54ページですね、埋蔵文化財の発掘調査ということで、見学会とかそういうのも開かれるようなんですけれども、これによって農地中間管理機構の全体的な計画というのがやっぱりずれ込む可能性というのは出てくると思うんです。令和９年ですか、ある程度これに関連して完成する予定であるような話は前に聞いているんですけれども、それはこの歴史上のあれだから、これも重要でやっぱりしていかなきゃいけないかなと思うんですけれども、その辺の今の、現時点での中間管理機構の計画が遅れる、分かっている範囲で、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口英司君）　飯塚教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君）　後藤議員からのご質問でございますけれども、農地中間管理事業で現在、埋蔵文化財の調査のほうを行っております。令和５年度の予算で、今年度に繰り越して事業のほうを行っておるんですけれども、当初４月から工事というか調査のほうを着工いたしまして、早々に遺物とか文化財のほうの発掘が出ております。

そんな関係で、工期のほうを心配しているんですけれども、現在の予定では今年度中に現場の調査のほうを終了するということで、教育委員会としては事業のほう進めてまいっております。ので、来年度から農地中間管理事業の土地改良の工事ができるようにということで、

努力させていただいているところでございます。

○議長（山口英司君）　後藤議員。

○８番（後藤　肇君）　はい、分かりました。

ぜひ、そういった計画で実行していただいて、またいい埋蔵文化財等が出れば、これはやっぱり貴重品ですから大事にしていかなければいけないと思いますんで、よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　これで質疑を終わります。

これから議案第44号及び議案第45号の２議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第44号　令和６年度高山村一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号　令和６年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君）　挙手多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査（審査）申出書について

○議長（山口英司君）　日程第７、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（山口英司君）　日程第８、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については別紙、議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山口英司君）　これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期７日間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和６年第２回高山村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時３７分

地方自治法第１２３条の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員